



市議会BCP

業務継続計画

災害時にも
市民の声をつなく議会へ

瀬戸内市議会

令和8年8月

瀬戸内市議会業務継続計画（BCP）

【目次】

1. 業務継続計画（BCP）策定の背景と目的	1
2. 対象とする災害	1
3. 議会の役割	2
4. 議員の役割	2
5. 議会事務局の役割	2
6. 災害時の市との連携	3
7. 災害発生時における対応	4
8. 本会議・委員会開催に向けた具体的対応	7
9. 連絡体制	9
10. 防災訓練	9
11. BCPの見直し	9
瀬戸内市議会における災害対応規程	10

1. 業務継続計画（BCP）策定の背景と目的

瀬戸内市議会業務継続計画（以下「BCP」という。）は、瀬戸内市内で大規模な自然災害等が発生したとき、瀬戸内市災害対策本部条例ほか、関係条例等に基づき設置された対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携することにより、市民の安心・安全の確保、被害の拡大防止、議会機能の早期回復を図ることを目的とし、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定める。

2. 対象とする災害

本BCPは、市対策本部が設置され、かつ議長が必要と認めた災害を対象とする。

参考 市職員の参集体制の基準等

区 分		体 制	配 備 内 容
地 震	①市内で震度5弱 ②津波注意報又は警報の発表 ③被害が発生、又は発生が予想され、市長が必要と認めた場合	特別警戒体制	≪警戒本部設置、状況により災害対策本部設置≫
	①震度5強以上 ②広範囲にわたり地震被害が発生、又は発生が予想され、市長が必要と認めた場合 ③電話・携帯が不通の場合	非 常 体 制	≪状況に応じ災害対策本部設置≫
	①大規模災害が発生、又は広範囲にわたる被害の発生 ②第2次警戒体制では対応不能の場合		≪災害対策本部設置≫

3. 議会の役割

- (1) 本BCPが対象とする災害が発生したとき、議会は、瀬戸内市議会における災害対応規程（以下「規程」という。）に基づく、瀬戸内市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置する。
- (2) 議会支援本部は、議員から収集した地域の被災情報を整理し、市対策本部に提供する。また、市対策本部からの情報を、議会から貸与されているタブレット（以下「タブレット」という。）により全議員へ伝達する。
- (3) 市対策本部と連携し、国・県・その他関係機関に対し要望活動を行う。
- (4) 復旧・復興に向け、本会議・委員会（以下「本会議等」という。）において、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4. 議員の役割

- (1) 地域の避難行動、救援活動、復旧活動を支援する。
- (2) 地域の被災状況をタブレット等を用いて議会支援本部に連絡する。直接、市対策本部への連絡は行わない。
- (3) 議会支援本部からの情報を市民に提供する。
- (4) 大災害までに至らない中小規模の災害であっても、本BCPを尊重し、非常事態に即応し、地域の一員として活動する。

5. 議会事務局の役割

市対策本部が設置されたとき、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して次の災害対応業務にあたるものとする。また、災害が勤務時間外に発生したときは、自身や家族の安全を確保した上で、事務局に参集し、災害対応業務にあたる。

- (1) 瀬戸内市地域防災計画、職員初動マニュアル等による災害対応業務にあたる。
- (2) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援にあたる。
- (3) 議員・事務局職員の安否を確認する。

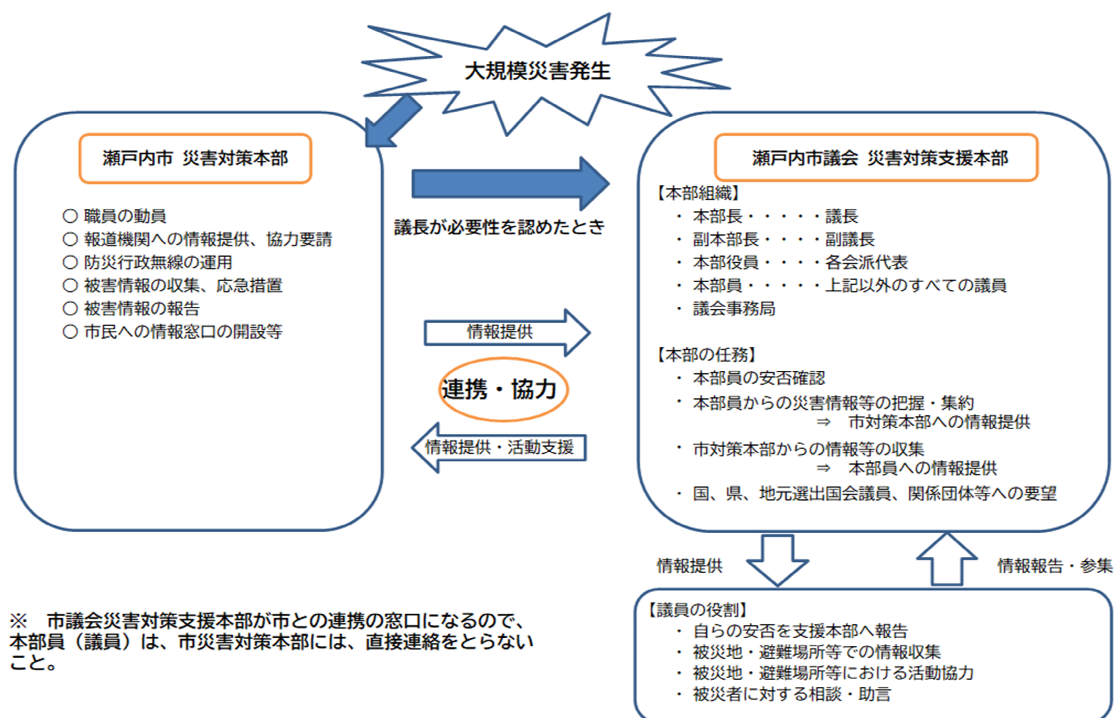
- (4) 議会関係施設・設備を点検し、市対策本部へ被災状況を報告する。また、本庁建物・設備の被災状況を市対策本部に確認する。
- (5) 議会支援本部の設置、運営を補佐する。(情報・状況の整理等)
- (6) 市対策本部との連絡体制を確保する。

6. 災害時の市との連携

大規模災害発生時には、市対策本部と議会支援本部の連絡体制を確立することが重要である。災害対応業務を実施するのは実質的には市対策本部を中心とした市の関係部局であるが、議会支援本部においても、議員が収集した地域の被災情報を整理し、市対策本部へ提供するとともに、市対策本部からの情報を適宜全議員に伝達する。

- * 議員から市対策本部への情報提供は、市対策本部が災害対応に専念できるよう、直接の連絡は控え、議会支援本部を窓口として行うものとする。ただし、救助・救命に係る緊急性がある場合は、関係機関に通報する。

参考 瀬戸内市議会における災害対応規程に基づく議会議員の対応フロー



7. 災害発生時における対応

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議事・議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認が第一の課題となる。

この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。また、この業務継続体制は、議会と事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

(1) 災害発生時（発災時から概ね24時間）

ア. 議会及び議員の行動

① 本会議等が開催中の場合

- a. 議長または委員長は、直ちに会議を休憩し、出席者及び傍聴者の安全を確保する。
- b. 議長または委員長は、被災状況により、その日の会議を閉じることができる。延会等を行う場合は、議決を経る。
- c. 議員は、自身の安全を確保した上で、被災者の救出・支援にあたる。

② 本会議等が開かれていない場合、または議員が登庁していない場合

- a. 議員は、自身や家族の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、タブレット等により、安否、居所、連絡先及び地域の被災状況を議会支援本部に連絡する。
- b. 議員は、地域の被災者の安全確保、避難行動をできる限り支援する。
- c. 議長から招集があったときは、速やかに参集する。

イ. 議会支援本部の設置

- ① 議長は、規程に基づき議会支援本部を設置し、運営する。
- ② 発災直後は、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を用いて情報を収集するとともに、市対策本部からも情報を得るよう連絡体制を確保する。
- ③ 議会支援本部の経過・結果をタブレットにより適宜全議員に伝達する。
- ④ 議長は、必要があると認めるときは、議会支援本部をタブレットによりオンラインで行うことができるものとする。

ウ. 事務局職員の行動

- ① 来庁者の避難行動を支援する。
 - ② 議員・事務局職員の安否を確認する。
 - ③ 議会関係施設・設備の被災状況、電話・パソコン等の情報機器の稼働状況を確認し、市対策本部へ報告する
 - ④ 議会支援本部の設置、運営を補佐するとともに、市対策本部からの災害情報を収集し、議会支援本部に伝達する。
- ＊ 災害が勤務時間外に発生した場合は、自身や家族の安全を確保した後、事務局に参集する。

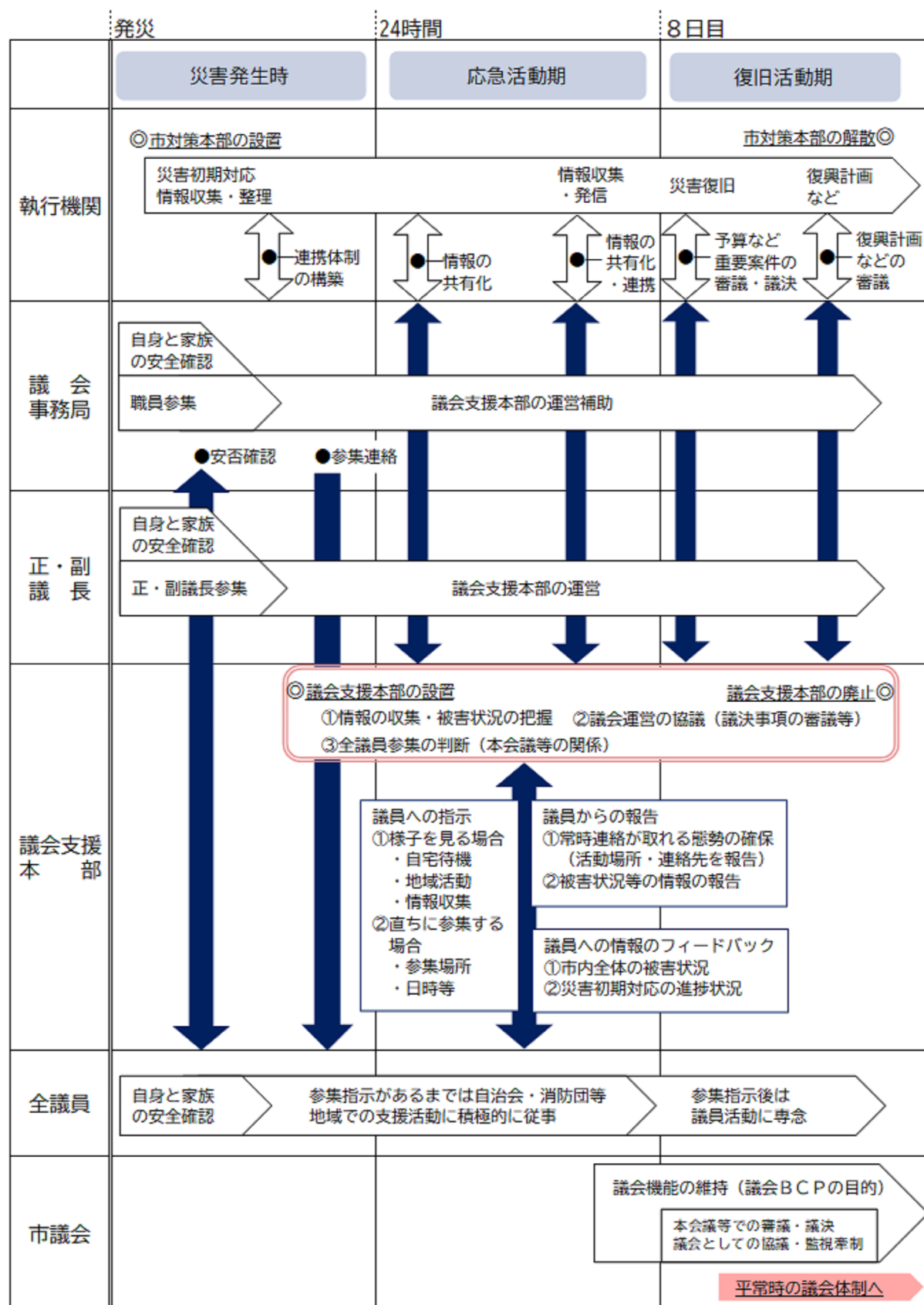
(2) 応急活動期（2日～7日程度）

- ア. 災害発生時からの活動を継続する。議会支援本部は、収集・整理した情報を市対策本部へ提供するとともに、全議員で情報共有する。
- イ. 議員は、可能な限り地域の被災状況を把握し、議会支援本部に連絡する。また、議会支援本部・市対策本部からの指示により、情報をSNS等様々な方法で適宜市民に提供する。
- ウ. 議会支援本部は、これまでに収集した災害情報に基づき、今後の対応・取組等についての検討を開始する。
- エ. 事務局職員は、本会議等の場所及び必要な設備を確保する。

(3) 復旧活動期（8日以降）

- ア. 応急活動期からの活動を継続する。議会支援本部は、市対策本部の活動状況に配慮しつつ、被災・復旧の状況、今後の対応についての説明を求める。
- イ. 議会支援本部は、本会議等の開催に向け、開催時期・場所、審議日程等について、執行部と調整する。
- ウ. 本会議等において、災害対策、復旧・復興に係る必要経費を速やかに審議する。
- エ. 迅速な復旧・復興に向け、議会支援本部で検討・調整した内容について、国・県・その他関係機関に対し要望活動を行う。

《時系列に見る災害時の行動パターン》



8. 本会議・委員会開催に向けた具体的対応

(1) 本会議等の運営について

正副議長に事故がある場合等は、地方自治法、瀬戸内市議会会議規則、瀬戸内市議会委員会条例等の規定に基づき対応する。

(2) 執行部の出席について

議長または委員長は、執行部の出席者について、被災状況・災害対応業務を勘案し、執行部と調整する。

(3) 代替施設について

議場及び委員会室が使用できない場合は、代替施設を選定し、対応する。代替施設は市対策本部が指定する代替庁舎に近い公共施設を候補とし、市や施設管理者と協議して決定する。

(4) 議案の審議について

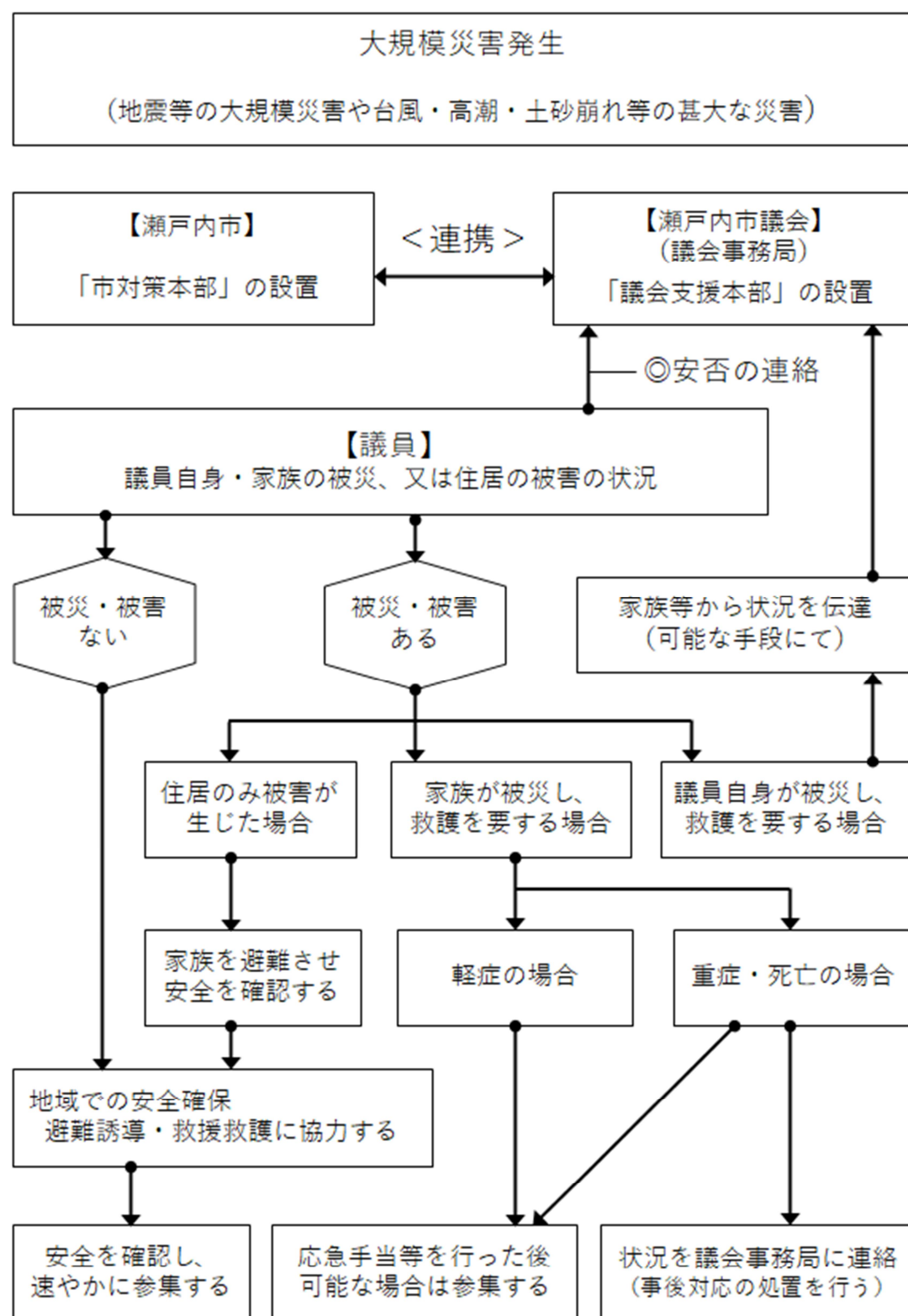
ア. 会期中に本BCPが対象とする災害が発生したときは、議会支援本部において、審議日程等について、執行部と調整する。

(日程変更、審議終了、会期の短縮等)

イ. 閉会中に本BCPが対象とする災害が発生したときは、議会支援本部において、本会議等の招集時期、審議日程等について、執行部と調整する。

ウ. 執行部との調整結果は、いずれの場合も、議会運営委員会において諮り、決定する。

《議員の参集フロー》



※議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、伝達方法も含めて、家族間で情報を共有しておくこと

9. 連絡体制

(1) 安否確認等

- ア. 本BCPが対象とする災害が発生したとき、議員は、自身や家族の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、タブレット等により、自身の安否、居所及び連絡先を事務局に連絡する。なお、タブレットの使用が制限、もしくは使用できないときは、携帯電話、固定電話等により連絡する。災害情報の提供についても同様とする。

事務局電話：０８６９－２２－０９７９

FAX：０８６９－２２－１３６１

メールアドレス：gikaijimu@city.setouchi.lg.jp

- イ. 議員は、事務局に届けている電話番号を変更したときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

議会支援本部から議員への伝達は、タブレットにより行うものとする。

- ＊ 伝達方法は、状況に応じて、電話やメールのほか、災害用伝言ダイヤル『１７１』を利用するなど、そのときに使用可能な通信手段により行うものとする。

10. 防災訓練

本BCPが対象とする災害を想定した非常参集、安否確認等の防災訓練を適宜実施し、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図る。

11. BCPの見直し

- (1) 災害対策に係る法令等の改正等による状況の変化が生じたときは、内容の見直しを図る。
- (2) 本BCPの見直しは、議会運営委員会において行うものとする。

○瀬戸内市議会における災害対応規程

平成 27 年 6 月 8 日
議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、瀬戸内市における地震等の大規模災害が発生したときに、瀬戸内市議会議員（以下「議員」という。）が瀬戸内市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、市民の安全の確保並びに災害からの早期の復旧及び復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(議会支援本部の設置)

第 2 条 瀬戸内市議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害により市対策本部が設置された場合、瀬戸内市議会内に瀬戸内市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を設置することができる。

2 議長は、議会支援本部を設置したときは、速やかに議員及び関係者にこれを周知するものとする。

(議会支援本部の組織)

第 3 条 議会支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、議長をもって充て、議会支援本部の事務を総括し、副本部長、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会支援本部の事務に従事する。

5 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、本部役員のうち互選により本部長の職務を代理するものを定める。

6 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け議会支援本部の事務に従事する。

7 本部長、副本部長及び本部役員は、前条第 2 項の規定による設置の連絡があったときは、速やかに参集するものとする。

(議会支援本部の任務)

第4条 議会支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否確認
- (2) 本部員からの災害情報等の把握及び集約並びに市対策本部への情報提供
- (3) 市対策本部からの災害情報等の収集
- (4) 議員への災害情報等の提供
- (5) 災害復旧等に必要なる国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

(本部員の招集)

第5条 本部長は、必要に応じ本部員を招集する。

2 副本部長及び本部役員は、本部長に対し、本部員の招集を求めることができる。

(本部員の役割)

第6条 本部員の役割は、次に掲げるものとする。ただし、自身の安全が確保できない場合は、この限りでない。

- (1) 連絡体制を確立するための自らの安否及び居所又は連絡場所の連絡
- (2) 被災地及び避難場所等での情報収集及び議会支援本部への連絡
- (3) 被災地及び避難場所等における活動への協力
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項に関すること。

(市対策本部への要請等)

第7条 市対策本部に対する災害対策活動等の要請及び提言は、緊急の措置を除き、本部長を通じて行わなければならない。

(議会事務局の役割)

第8条 議会事務局の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 市対策本部との連絡調整に関すること。
- (2) 議会支援本部の庶務に関すること。

(議会支援本部の廃止)

第9条 議長は、市対策本部が廃止されたとき、又は災害の応急対策がおおむね完了したと判断したときは、議会支援本部を廃止する。

(記録)

第 10 条 議会支援本部は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 17 日議会告示第 2 号）

この告示は、公表の日から施行する。